

札幌市身体障害者福祉センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

- 第1回 令和元年8月5日 募集要項、選定方法等について
第2回 令和元年10月15日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員5名（市職員1人、外部委員4人）

委員長 梶井 祥子 札幌大谷大学社会学部教授

委員 金安 雄一 金安社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士

委員 倉知 直美 はまなす公認会計士共同事務所 公認会計士

委員 瀬川 誠 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会常務理事

委員 竹村 真一 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

3 応募団体

1 団体(非公募)

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（※ 現指定管理者）

非公募により申込を求めた理由 別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 会長 浅香 博文
札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号

(2) 選定の理由

選定された団体の申込書の内容は、札幌市身体障害者福祉センターの設置目的の達成に効果的なものとなっているほか、現在の指定期間における管理運営の実績が良好であるため。

(3) 選定結果

選定基準	適否
① 利用者の平等な利用が確保されること	適
② 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	適
③ 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	適
④ 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること	適
⑤ 身体障がい者福祉事業等への理解、貢献及び実績があること	適
⑥ その他（環境への配慮、市内企業等の活用、障がい者の積極的な雇用等）	適

別紙 1

選定方法を非公募とした理由

札幌市身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、身体障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、福祉の増進を図ることを目的とし、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号）第 1 条の規定により設置されたものであり、身体障がい者に対する各種相談、機能回復訓練、教養の向上、社会との交流の促進等を総合的に供与する施設である。

身障センターについては、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例第 10 条第 2 項において、その管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができる規定とされている。

今回、以下の理由から、身障センターの指定管理者について、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（以下「身障協会」という。）に対し、非公募により申込みを求めることとしたものである

- (1) 身障センターの現在の指定管理者である身障協会の管理状況については、利用者アンケート調査において、接遇、館内清掃、ソフト事業及び食堂の運営など全ての項目で高い評価を得ており、かつ、全体の満足度も非常に高いことから、利用者との良好な信頼関係を築きつつ、障がいのある方の立場に立ったきめ細やかな対応ができていること、障がい者雇用状況においては、毎年、若干の変動はあるものの、法定雇用率を上回る障がい者雇用を積極的に行っていること並びに光熱水費等の経費節減に努めていることから、利用者に配慮した適切な管理運営が行われているといえること。
- (2) 身障センターの主な業務内容は身体障がい福祉全般に関わることであり、当該業務には高い専門性を求められることから、長期的な視点に立って、施設の管理運営に係るノウハウの構築、人材の育成及び支援経験の蓄積を行うことが必要であること。
- (3) 身障センターの主な利用者が身体障がい者であるところ、その障がいの特性を踏まえると、利用者に対する個別の細やかな支援体制の構築、継続的な支援及び信頼関係の構築が特に強く求められるところである。その中で、職員の大規模な入替えを含む管理運営体制等の環境の変化は、利用者の不安を招き、センターの設置目的の効果的な達成の観点から適当でないこと。
- (4) 身体障がいには、肢体、視覚、聴力など様々な障がいがあり、身障センターの指定管理者には、これらの障がい別に設けられている関係団体との連携調整力も重要となるが、身障協会は、現在市内の 8 つの障害別団体が加盟しており、関係団体との連携も強いことから、効率的な管理運営が可能であると見込まれること。